

改めて、自主的民主的な科学・技術、学術の発展を求め、声をあげよう

2024 年 5 月 25 日

日本科学者会議科学・技術政策委員会

はじめに—第 7 期基本計画策定が視野に入るなか、掲げられる日米の技術戦略の「整合」

今日の日本の科学技術政策の骨格を定める第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（2021～25 年度が対象期間）が、終盤を迎えつつある。同計画は、2020 年の科学技術基本法から科学技術・イノベーション基本法への改悪を経て策定された。科学技術・イノベーションを中核とする覇権争いの激化という認識の下、「国民の安全と安心」の確保を目標の最初に掲げ、新産業を創出する「イノベーション・エコシステム」の形成を提起するとともに、脅威に対応するための重要技術の研究開発及び流出対策の推進などを提起した。

今後 2026～30 年度を対象期間とする第 7 期科学技術・イノベーション基本計画の策定が視野に入ってくるが、科学・技術、学術政策を巡っては、市民、研究者・技術者の要求や声に耳を傾けられることなく、激変が続いている。

具体的には、「国家安全保障」と「経済安全保障」を不可侵のキーワードとし、米国の軍事戦略や輸出管理に関わる動向への配慮と追従の枠組みの中で、2018 年度以来毎年度の「統合イノベーション戦略」による年次計画に沿って、科学技術政策、産業技術政策の改変が、法制度や資金誘導を伴って進められている。

特にこの一年余をみれば、経済安全保障推進法の施行拡大（K Program の始動等）、重要経済安保情報保護法、防衛生産基盤強化法（軍需産業支援法、JAXA 法改正（民間技術の防衛への活用、宇宙戦略基金創設等）、「国際卓越研究大学」の始動、国立大学法人法改悪（文科省主導で大規模大学に外部人材に権限を与える「運営方針会議」設置義務づけ）、GX 推進法と原子力基本法改悪（原発活用を「国の責務」とする）と、科学・技術、学術政策を取り巻く制度の改変が進められてきた。

これらの動きは、「官民の高い技術力を…安全保障分野に積極的に活用」、「技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化」を掲げた改定国家安全保障戦略（2022 年 12 月）で加速しており、その中で、「広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む」ことが追求され、日本学術会議を変質させる策動が続いている。

「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」では、齋藤健経済産業大臣が、「産業競争力の強化」の目的も踏まえ、「デュアルユース技術」の研究開発強化を宣言した（2023 年 12 月）。会議に示された研究開発 9 課題は、防衛力整備計画（2022 年 12 月）の防衛力抜本強化のための主要 7 事業（スタンド・オフ防衛、統合防空ミサイル、無人アセット、宇宙、サイバー、電磁波等）に対応しており、ここで掲げられる「デュアルユース技術」とは、防衛力整備計画が目指す兵器体系に直結する技術である。

まさに、統合イノベーション戦略に記載される、脅威等に対応する技術を「知る」、技術を「育てる」、育てた技術を社会実装し「生かす」、技術流出を防ぎ「守る」の具体化が本格的に進んでいる。

第 6 期基本計画も認めた、過去の科学技術政策の結果としての論文等に見る「日本の研究力の低下」は、歯止めがかからず、更に悪化の様相をみせている。その中で、新たな「選択と集中」と監視・管理の強化が進められようとしている。総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）は、第 7 期基本計画を見据えた「統合イノベーション戦略 2024」に向けた方向性として、「グローバルな視点で研究力や産業競争力、経済安全保障への対応を一層強化」し、「同盟国・同志国や ASEAN などをはじめとする国際社会との連携を強化」するとしている。

そして 2024 年 4 月の日米共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」で、「経済、技術及び関連する戦略を最大限に整合」、「日米の技術的な優位性を高める」が約され、科学技術政策が方向付

けられた。

自主的民主的な科学・技術，学術政策にはほど遠い状況が生まれている中で，24年中にも第7期基本計画策定の検討体制が設けられると見込まれる。今後の動きに注視が必要である。

1 「安全保障」重視で10兆円も視野に拡大する科学技術関係予算

2024年度の科学技術関係予算（内閣府集計）は，23年度当初予算比1.4%増の4.9兆円（一般会計3.6兆円（2.9%増），特別会計1.2兆円（2.6%減））である。一般会計の内1.4兆円（1.1%増）が科学技術振興費（＝狭義の科学技術予算。科研費補助金等）である。なお，国立大学法人運営費交付金（1兆784億円）については，内閣府が「科学技術関係」と認定した7937億円が，科学技術関係予算の一般会計枠に算入されるが，一般会計の科学技術振興費には算入されていない。私学助成についても同様である。

前年度2023年度は，当初予算4.8兆円に対し，補正予算で4.1兆円が計上された。2022年度は，当初4.3兆円に対し，補正4.6兆円で当初予算を超える。2021年度は，当初4.1兆円，補正3.6兆円である。

2024年度の府省別内訳をみると，文科省2.1兆円，経産省1.1兆円，以下，国交省38百億円，防衛省27百億円，厚労省22百億円の上位5省で8割超えである。前年度比増は，外務省が金額および率共にトップで初の1000億円超え（無償資金協力等）となった。金額増では防衛省が続く。22，23年度は，巨額の補正で経産省が文科省を超えシェア40%である。TSMC工場誘致やラピダスなど半導体関連，GX関連など，数千億円規模の事業の補正計上が定着している（23補正の科学技術振興費として，大阪万博750億円もある）。内閣府も当初予算超えの補正で，内閣主導の戦略的政策経費の計上が定着している。次いで総務省が900億円余の補正である。また23補正で，宇宙戦略基金の創設3000億円（内閣府，文科省，経産省）も計上された。

科学技術関係予算は，「大学改革」と官民投資拡大を目指して統合イノベーション戦略の策定を始めた2018年度（第5期基本計画期間中）から大型補正予算での積み上げが始まり（18年度44百億円，19年度98百億円），2020年度は科学技術基本法改悪を経て4兆円規模の補正予算（大学10兆円ファンド創設など）となった。その後現在に至るまで，当初予算と補正予算の合計は8兆円を超え，9兆円に迫る科学技術関係予算が計上されている。さらに，2022年の経済安全保障推進法制定と改定国家安全保障戦略等安保3文書の閣議決定を契機に，安全保障関連予算が補正予算も活用して大幅に拡大し，大学や国立研究所を動員するための予算が組まれている。第6期基本計画が目指すとした政府研究開発投資総額30兆円は，超過達成の勢いである。4月の日米共同声明を受け，大型補正に更なる拍車がかかる可能性がある。

2 後年度負担を増やし拡大する防衛省の科学技術予算

防衛省の2024年度予算説明資料では，「研究開発約8225億円」としている（契約ベースの金額。歳出ベースでは2605億円，内閣府集計と金額が異なる）。「将来の戦い方に直結する装備技術分野に集中的に投資...研究開発に要する期間を大幅に短縮し，将来の戦いにおいて実効的に対処する能力を早期に実現」し，「将来の技術的優位を確保し，他国に先駆け先進的な能力を実現するため，民生分野の先端技術を幅広く取り込む...防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的投資...未知の技術領域に対して果敢に挑戦...将来の新たな戦い方を創出する防衛イノベーションを実現」と公言するに至っている。

予算の内容をみると，防衛イノベーション技術研究所（仮称）創設（安全保障技術研究推進制度104億円，ブレークスルー研究（仮称）102億円など），GPI（滑空段階迎撃用誘導弾）の日米共同開発757億円，次期戦闘機開発640億円，次期中距離空対空誘導弾開発184億円など大型予算が生まれ，新規後年度負担は7600億円を超える（2023年度も8200億円）。

さらに、「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」（座長：榊原定征経団連名誉会長。委員に橋本和仁内閣官房科学技術顧問ら。部会に、上山隆大 CSTI 議員ら）では、スタートアップ支援や宇宙分野等で約 3.5 兆円の研究開発予算を想定し、「民生先端技術を積極的に取り込み、活用し、他国に先駆けて優れた防衛上の機能に結実」させ、更には「従来は防衛用途として活用されていない技術分野についても幅広い投資」を提起している（2024 年 2 月、防衛省提出資料）。

3 「経済安全保障」により重要物資、基幹産業の国家統制を強めつつ、国家管理下で先端技術開発を拡大

先に紹介した半導体事業への数千億円規模の事業補助等は、経済安全保障推進法（2022 年 8 月から順次施行）の具体化である。同法の 4 本柱の状況は以下のようなものである。

1) 重要物資の安定供給の確保（特定重要物資の指定、事業者の計画認定・支援等）では、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物及び船舶の部品、先端電子部品（コンデンサー及びろ波器）を特定重要物資に指定した。

2) 基幹インフラ役務の安定提供確保（対象事業・対象事業者の指定、重要設備の導入・維持・管理等の事前届出・審査）では、電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、港湾運送（国会審議中）、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカードを事業指定し、経営の監視・管理に途を開いた。

3) 先端重要技術の開発支援（特定重要技術の研究開発支援、官民パートナーシップ（協議会）による推進・情報管理）では、「経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）」（予算 5000 億円）として、42 の研究開発構想が決定され（41 のテーマでは、防衛省、防衛装備庁が協議会参加）、11 の指定基金評議会（内閣総理大臣と所管大臣（文科相または経産相）をメンバーに含む）が順次発足（2024 年 3 月末現在）している。

4) 特許出願の非公開（機微な発明の公開留保・外国出願制限等）は、2024 年 5 月に制度を開始し、内閣総理大臣が保全指定する機微な発明の特許出願を非公開とし、開示・実施・外国出願を禁止する。

多くの基幹産業、多くの重要物資について、政府の判断で、研究開発を含む大規模な投資が行われ、経営計画にも国家介入できる管理国家、統制経済が広がろうとしている。

4 科学技術の分野での日米同盟強化、その一環としてのセキュリティ・クリアランス制度創設

経済安全保障推進法の全面施行と符節を合わせ、セキュリティ・クリアランス（適性評価）制度を創設する「重要経済安保情報保護法」が、2024 年 4 月の日米首脳会談に間に合わせるべく衆議院審議を急ぐなどを経て、想定内の一部修正で成立した（賛成：自民、公明、立憲、維新、国民、N 党。反対：共産、れ新）。

この法律は、「特定秘密保護法」（2015 年 12 月施行）が対象とする 4 分野（防衛、外交、特定有害活動、テロ）との「シームレスな運用」を想定しつつ、定義が曖昧な「重要経済安保情報」を設定し、当該情報に関わる事業者や実務担当者、研究者に対して、政府機関による「適性評価」に合格することを義務づけるものである。同法により、第一に、「重要経済安保情報」の範囲が明確でないことから、今後、軍需産業基盤に関わる可能性があれば、先端技術のどの部門に対しても、重要経済安全情報に指定される可能性があり、予期困難なリスクが、研究開発を担う側に一方的に押しつけられる。また第二に、内閣総理大臣の名で一元的に行う「適性評価調査」は、評価対象の組織や人だけでなく、それらの周辺、家族の経済・思想状況から趣味や関心事等を通して、調査対象者が交友関係や関与する団体等に及ぶことも制限されず、調査により取得したデータについて、確実な漏洩防止、「目的外利用」禁止の徹底、調査内容の真偽に疑念ある場合の処理方法などが未整備のままに法整備が進んでいる（日本科学者会議事務局長談話「研究者・技術者だけでなくその家族や関係者の思想や行動にまで国民監

視の網を広げ、科学・技術、学術の進歩を妨げる「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」に反対する」、2024年3月29日付けも参照)。

セキュリティ・クリアランス制度の創設に至る(経済)安全保障重視は、日米関係の変化の反映である。日米新ガイドライン(2015年4月)に端を発しつつ、近年は、「競争力及びイノベーションに関する日米両国の新たなパートナーシップ」(2021年4月=菅義偉首相 vs バイデン大統領)を宣言し、日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表(2022年1月)では、「同盟の現代化」として、「同盟の競争上の優位性を更に研ぎ澄ますために、技術協力及び新興技術への共同投資を強化」することや「志を同じくする同盟国やパートナーとの技術協力の深化」を図るなど、科学技術の分野での同盟関係強化を追求し、その上で、「情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たす」ものであると位置付けている。

さらに米国防総省は2024年1月、同盟国の軍需産業を米戦略に統合することを掲げる「国家防衛産業戦略(NDIS)」を発表した。日本の軍需産業と研究開発が米戦略に深く組み込まれる可能性も増している。

4月の日米首脳共同声明は、「防衛産業政策、取得及び科学技術のエコシステム」の統合と整合を提起するとともに、イノベーション促進、産業基盤強化、強じん信頼性あるサプライチェーン促進、将来の戦略的新興産業構築などで、「経済、技術及び関連する戦略を最大限に整合」させるとし、重要・新興技術の振興・保護等により、「日米の技術的な優位性を高め」、「我々の経済安全保障を強化する」ことを確認した。

この間の「安全保障」に関わる科学技術関係予算の大幅拡大やセキュリティ・クリアランス制度創設の動きは、日米同盟強化の大きな流れの中で進められてきたものである。それだけに、これらに対抗する研究者・技術者、市民の運動には、深い分析とともに、心ある産業人を含め幅広く共感を広げる取組が求められる。

以下、いくつかの注目分野について動向と問題点・課題を検討する。

5 稼げる大学づくりと、学外の意味による大学運営の強制

2004年4月に国立大学が法人化されて20年が経過した。法人化以降に進められたのは、「選択と集中」という営利企業の効率化論に基づく運営費交付金の削減と、政府の科学・技術・産業政策を推進することを目的とした競争的資金の比重の増大であった。さらに、営利企業の組織論にもとづく「ガバナンス改革」による、大学自治の範囲の縮小と、少数者への決定権の集中が進められた。

この背景には、大学、特に国立大学を政府の経済・産業政策に貢献させる狙いがある。近年ではこれに加えて、安全保障政策への貢献も求めるようになってきている。これらの政策に大学を動員するためには、カネの力で屈服させることと、意思決定のあり方をボトムアップ型からトップダウン型に作り替えることが必要であるというのが政府の認識である。

その結果、大学の研究・教育条件は全体として悪化し、論文数や論文の被引用回数の国際的低下をもたらしている。日本の大学の「研究力」が低下していることは政府も認識している。2021年7月のCSTI「世界と伍する研究大学の在り方について(中間取りまとめ)」では、日本の大学の国際的な地位が相対的に低下していることや、大学での研究が新たな産業の創出に十分貢献できていないことへの焦りがにじみ出ている。

しかし、「研究力」の低下をもたらした要因である大学政策を反省するのではなく、更に推し進められている。その端的な現れが、大学ファンド10兆円の運用益の適用を受ける国際卓越研究大学である。関連法案(2022年5月成立)の国会審議では、国際卓越研究大学に認定された大学には、多様な財源の確保を含む事業・財務戦略が求められるとともに、ガバナンスの在り方では、最高意思決定機関として運営方針会議の設置が義務づけられること、同会議は文部科学大臣が承認するメンバーで構成されること、メンバーには学長ほか、学外者の参加も必要とされることが明らかとなった。次いで、2023

年 12 月の国立大学法人法「改正」では、一定規模以上の国立大学を「特定国立大学法人」に指定し、これらの大学にも運営方針会議の設置を義務づけ、中期目標・中期計画および予算・決算にかかわる事項に決議・決定権を持たせることが定められた。さらに、2024 年 3 月 7 日の CSTI 有識者議員懇談会資料「国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の方向性について」では、運営方針会議について、「学内構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組み」として、例えば学外委員による賛成を議決の要件とすることや、構成員の半数以上を学外者とするとしている。大学の意思決定に大学外の意思が直接影響を及ぼす体制作りが着々と進められている。

これらの背景には、新産業創出のための「イノベーション・エコシステムの形成」や、「安全・安心」の取組推進のために、大学と国立研究開発法人を巻き込み、「国策」のために変質させようとする動きがある。

6 地球沸騰化の時代に、世界的な原子力活性化の動きが進行

気候危機が、人類の前途をおびやかしている。世界各地で、異常な豪雨、台風、山林火災、干ばつが頻発し、猛暑、海面上昇が止まらない。23 年 7 月、グテレス国連事務総長は、「地球温暖化の時代は終わった。地球沸騰化の時代が到来した。もはや空気は呼吸するのに適していない。暑さは耐え難い。そして化石燃料で利益をあげて気候変動への無策は容認できない」と、厳しく指摘した。

その中で、世界的な原子力活性化の大合唱ともいえる事態が進行している。日本では、岸田文雄政権の戦略（米国いなり、日米・NATO ブロック強化・エネルギー安全保障戦略の重点化）下で、原発回帰戦略が本格化し、原子力産業を中心とした原子カムラ（利益共同体）の復活が加速している。

2023 年 5 月広島での G7 サミットは、現在のエネルギー情勢をロシアのエネルギー供給を巡って、「エネルギー危機」だと認識し、「化石燃料への依存を低減し得る低廉な低炭素エネルギーを提供し、気候危機に対処し、ベースロード電源や系統の柔軟性の源泉として世界のエネルギー安全保障を確保する原子力エネルギーの潜在性を認識する。…安全な長期運転を推進することを含め、既存の原子炉の安全、確実、かつ効率的な最大限の活用にコミットする。」と共同宣言した。

岸田政権は、GX（グリーンイノベーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現する「GX 実現に向けた基本方針」（2050 年までに温暖化ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、脱炭素電源となる再生可能エネルギーや原子力を「最大限活用する」と明記）の閣議決定（2023 年 2 月）、及び「GX 推進法」・「GX 脱炭素電源法」（2023 年 5 月成立）によって、「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策を具体化するとし、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX 推進戦略）を同年 7 月閣議に決定し、その後の原子力政策に適用することを意図している。

2023 年 12 月の COP28（ドバイ）では、日本を含む 20 数か国が「2050 年までに、2020 年比で世界全体の原子力発電容量を 3 倍にする」旨の共同宣言を発表した。単純計算で 600 基以上（約 1000 基との指摘もある）の新設が必要といわれる。日本は、第三国への革新炉の導入支援や同志国と連携したサプライチェーンの強靱化などの取組を通じて、世界全体での原子力発電容量の増加に貢献する観点から賛同している。

2024 年 3 月、IAEA（国際原子力機関）事務局長とベルギー首相が第 1 回原子力エネルギー・サミットを共催し、日本を含め 30 か国以上の首脳（岸田首相は代理出席）と業界関係者が参加し、脱炭素と経済成長を両立する上で果たす役割を強調し、原子力に対する投資の復活を求める宣言を採択した。

2024 年 4 月の日米首脳共同声明は、フュージョン（核融合）エネルギーの実証及び商業化を加速するための戦略的パートナーシップを通じた「次世代クリーン・エネルギー技術の開発及び導入」を約した。科学的・技術的課題への対応や研究開発施設の共用・開発などの計画が合意されている。メドが立たない次世代エネルギー・核融合発電の実用化には、膨大な開発費を要する。この計画は日米共同で原子力産業の延命をはかることを目論むが、再・省エネルギー拡大政策とも矛盾する。安定供給と自給率向上に力を発揮するエネルギー政策の推進こそが喫緊の課題である。

7 デジタル化は、研究開発政策とともに社会科学・人文科学から調査・研究する政策を市民的対話で

従来の情報通信技術（ICT）に代わり、DX（デジタル・トランスフォーメーション）やAI（人工知能）という表現が使われ、Society5.0、科学技術政策、産業政策の重点となってきた。DXは、情報通信システムを含めたデジタル技術を、国や地方自治体の利便性、企業の成長戦略に活用する施策として、「成長戦略実行計画」（2021年6月閣議決定）の中で位置づけられた。具体的施策としては、デジタル庁の新設（2021年9月）をはじめ、デジタルプラットフォーム取引の透明化、デジタル技術発展のための規制緩和策、ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用、スマート農林水産業の推進である。さらに、第6期科学技術・イノベーション基本計画では、世界における研究活動での学術論文のオープンアクセス化、研究交流のリモート化などの環境を整備する「研究DX」も示された。「統合イノベーション戦略 2023」では、「社会全体のデジタル化や世界的なオープンサイエンスの潮流を捉えた研究そのもののDXを通じて、より付加価値の高い研究成果を創出し、我が国が存在感を発揮することを目指す」としている。

社会全体に影響を与えるデジタル化政策を科学・技術政策の問題から見た場合、デジタル技術開発を支える研究開発政策に加えて、デジタル化が社会に与える影響面を社会科学・人文科学から調査・研究するような政策を、通り一遍なパブコメでなく、市民的対話を積極的に喚起しつつ策定することが不可欠である。

一方、AI（人工知能）については、近年になって「生成AI」などが注目されるようになった。高度なAIの開発については、2023年5月に統合イノベーション戦略推進会議の下に設置されたAI戦略会議において、AIに関する暫定的な論点が整理され、「責任ある展開」 Responsible Deployment という概念を利用し、国際協力、国際協調を主眼にして、「国際的なルール構築に向けた主導的役割の発揮」が提案された。またG7広島サミット（2023年5月）を受けて、同年12月の閣僚級会合は「広島AIプロセス包括的政策枠組み」を合意した。こうした提案や枠組みは、AIの研究や開発を主として担う学術界や民間部門などを対象に、AIシステム普及に向けた国際的な行動規範に関する内容となっている。そこには、AIの普及がもたらすリスクを軽減する対策が示されているものの、「高度なAIシステムの開発を優先する」ことが明言されている。開発を優先する姿勢は、2024年2月のCSTI資料「今後の科学技術・イノベーション政策の方向性について」において、大規模言語モデルAIが「先端科学技術の競争激化」の事例として紹介されていることからわかる。

AIに関する一歩進んだ枠組みは、EU（欧州連合）が2024年2月、全会一致で可決し、3月の欧州議会で正式に成立した「AIの包括的ルールを定める規則」（AI法）であり、明確な規制を設定した点で日本が提案する枠組みとの違いが目立つ。EU「AI法」の特徴は、AIに関わるリスクを4段階に区分し、最大のリスクをもつものを「直ちに禁止」し、違反罰則を設定、監視組織も新設した。LAWS（自律型致死兵器システム）禁止を始め軍事でのAI利用を規制することが含まれていないものの、リスクを具体的に分類し、禁止および罰則を含めたことはAI分野における国際的な研究開発規則の一つのひな形となる。日本がAI研究開発に関する国際的ルール構築に主導的な役割を果たす場合には、関係国の利害の調整役を果たすことに加え、非人道的な兵器に応用されないための制限も同時に加える独自案を示すことが、「広島AIプロセス」の価値を高めることとなるが、その動きはみえない。

8 羊頭狗肉の「国民の総意」、「独立性」、「自律性」を掲げて進められる、日本学術会議への「法人化」攻撃

2023年4月、日本学術会議総会は、内閣府担当者が一方的に「説明」した日本学術会議法改正案は学術会議の独立性を毀損するものであるとして、「勧告」と「声明」を満場一致で発した。その後、政府は法制化の見送りを表明したものの、23年8月、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を

設置した。学術会議は、同年12月臨時総会を開催し、声明「日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方—自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けて—」を議決して同会議の意を発した。

しかし、有識者懇談会は学術会議と誠実な協議を行うどころか、12月に「中間報告」をまとめ、また、大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」を公表した。これは「科学者の総意の下に設立」という日本学術会議法の建て付けを論難し、「国民の総意の下に設立」するとして、国から「独立」した法人格を有する新たな日本学術会議への移行を図る政府の意向を示したものである。

学術会議は2024年3月、「日本学術会議のあり方に関する検討ワーキング・グループ」を幹事会の下に設置した。ところが、政府は、日本学術会議総会1週間前の4月15日、有識者懇談会に、組織・制度ワーキング・グループと会員選考等ワーキング・グループを設置して即日開催し、議論を急いでいる。

日本学術会議は4月23日、総会において、政府決定に対する懸念を声明として発し、①十分な財政基盤の保証、②組織・制度における政府からの自律性・独立性、③会員選考のコ・オペレーション方式及び・会員による会長の選出、の三つが特に充たされる必要があることを表明した。学術会議声明の末尾には、「主要先進国では、国を代表するアカデミーが、時々の政権や政治的・社会的・宗教的諸勢力からの独立性を保ちながら、科学的見地から問題の発見と解決法を提示してきた。主要国のナショナル・アカデミーも日本学術会議の改革動向を懸念をもって注視している」と書き込まれている。政府・政権党は世界水準から決定的に遅れたままの姿を示しているのである。

ところで有識者懇談会の設置に当たっては、『『経済財政運営と改革の基本方針 2023』(令和5年6月16日閣議決定)を踏まえ、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため』と、設置の根拠が説明されている(内閣府特命担当大臣決定)。学術会議は、経済財政政策の枠組みの中で設置されるべき会議体ではない。ボタンの掛け違いも甚だしい。

学術会議「改革」圧力は、2020年10月、菅義偉首相(当時)による会員候補任命拒否が批判にさらされたのを、学術会議の在り方論へと論点外しを行い、同年12月の自民党PTの提言に始まっている。翌2021年に設置されたCSTI有識者議員会議における「政策討議」なる会合をはじめとして、「独立性」や「自律性」の重要性に触れているが、例えば、「社会の変化が自律的に反映」する会員構成や「財政基盤の充実～独立性の確立」の文脈に落とし込むと同時に、産業界との連携・協働による財政基盤の多様化・安定化や実現可能性の高い学術的・科学的助言などを推奨する。これらはこの間、学術会議が勧告や声明等で重要視していることとは異なっている。看過できないのは、外部有識者の知見の活用や監事・評価委員会(仮称)によりガバナンスに介入を図ろうとしていることである。政府の「独立性」や「自律性」は羊頭狗肉というべきであろう。

振り返れば2015年の安保法制の成立後、第5期科学技術基本計画以降に学術会議の在り方が書き込まれるようになった。学術会議変質の動きは近年の軍拡、経済安保の法制化によって目を離せない状況を迎えている。学術は今後の日本社会の進みゆく方向を照らすものである。日本学術会議は日本の学術体制・学術行政の要となって、それらの命運を左右する不可欠な役割を担っている。光石衛日本学術会議会長は、総会の席上「学術会議の75年の歴史が途切れる状況に陥りつつある。途切れさせない任務を負っている」と危機感を示している。これまで以上に、日本学術会議への広範な支援が求められている。

まとめ一人の命を奪う科学を否定したノーベル賞の原点に、人類・社会の持続可能性がある

いま、ウクライナやガザ、更には世界各地の紛争地では、科学・技術を利用した武器、兵器、情報システム等々が、過去の戦争や紛争とは比較にならない程の極めて大きな被害を、人の身体と心に及ぼしている。さながら、科学・技術の軍事利用の一大実験場が出現し、軍需産業は大きな利益を上げている。そして、日本もこの流れに乗り遅れてはならないという動きの大波が、安倍政権から岸田政権

に繋がり、社会に、大学に、そして研究者にますます勢いを増して襲いかかっている。

国連が合意した、SDGS（持続可能な開発目標、2015年）や「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）を反故にするような現状は、人類社会の持続可能性に対する脅威となっている。

ユネスコ「科学及び科学研究者に関する勧告」（2017年総会）は、科学・技術が、人類の利益や平和保持、国際的緊張緩和の見通しを開く一方、戦争や他国の搾取のために使用されれば脅威となることを指摘し、その上で、科学技術の発展が人類の福祉、尊厳、人権を損なう場合や「軍民両用」に当たる場合には、科学研究者に、良心に従い身を引く権利を認め、懸念に対する意見表明と報告の権利と責任を定めている。

周知のように、ノーベル賞は、ダイナマイトを発明し爆薬や兵器製造で巨万の富を築いたアルフレッド・ノーベルが、新聞で「死の商人」と報じられてショックを受けたことに由来し、遺言で「人類のために最大たる貢献をした人々に分配する」と記して全財産を提供したことから、開始された。人の命を奪う科学を否定し、人類への貢献を実現する科学を期待したノーベルの思いを改めて自覚することは、まさに今日的課題である。

「デュアルユース」研究に携わる研究者・技術者の心にも、「軍事目的の研究はしない」誓いの呼びかけは広く共感を呼ぶことができる命題である。

科学者の社会的責任を重視する日本科学者会議には、幅広く研究者・技術者にこのことを呼びかけ、自主的民主的な科学・技術、学術の発展を求め、人類・社会の持続可能性を実現する独自の責任がある。

（注： 標記定期大会に提出した情勢報告について、若干の字句修正等の校閲を行った。また、本報告は、『日本の科学者』にも掲載される。）